

九州電力株式会社
川内原子力発電所第1号機
使用前検査実施要領書（標準要領）

要領書番号：原規規収第20041719号01

令和2年 5月

原子力規制委員会

改訂履歴

九州電力株式会社川内原子力発電所第1号機
使用前検査実施要領書（標準要領）

要領書番号：原規規収第20041719号01

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
一	令和2年 5月 1日	制定

目 次

	頁
I 検査目的、項目及び適用範囲	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	5
別紙1 検査項目及び立会区分(運用要領抜粋ほか)	6
別紙2 品質管理の方法等に関する確認事項	3 3
別紙3 基本設計方針に係る検査の観点	3 4
別紙4 使用前検査成績書	3 5

(最終頁 4 7)

I 検査目的、項目及び適用範囲

1 検査目的

本検査は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）附則第7条第1項に基づき、改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の11第1項の規定に基づき実施する改正法の一部の施行に伴う実用発電用原子炉に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）（以下「実用炉規則」という。）第16条の表の上欄に掲げる工事の工程において同表の下欄に掲げる検査事項について行う使用前検査について、検査を受けようとする者が提出した申請（以下「検査申請書」という。）に係る発電用原子炉施設が、認可した又は届出された工事計画に従い製作、据付けされ、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）（以下「技術基準」という。）に規定する技術上の基準に適合するものであることを確認する。

なお、確認する技術基準の条項は、認可した又は届出された工事計画のとおり。

2 検査項目

本検査における検査項目は、実用発電用原子炉施設に係る使用前検査に関する運用要領（平成27年3月19日原規規発第1503191号）（以下「運用要領」という。）添付ー1検査項目及び立会区分のとおり。

なお、運用要領によらない検査項目については、必要に応じ、個別に検査実施要領書を制定し、検査を実施するものとする。

3 適用範囲

本検査実施要領書は、検査申請書に記載された発電用原子炉施設のうち、個別の検査実施要領書にて確認する検査項目及び検査範囲以外の検査について適用する。

II 検査場所

検査申請書に記載の検査場所及びその他検査の実施に必要な場所

III 検査範囲

1 検査対象施設及び範囲

検査対象施設及び範囲は、工事計画に記載された施設とする。

2 検査申請書及び工事計画認可・届出関係

検査申請書番号 (申請年月日)	原発本第31号(令和2年4月17日)
工事計画認可番号 (認可年月日)	平成23・02・23原第4号(平成23年6月15日) 原規規発第1904041号(平成31年4月4日)

上記以降の変更は検査時に検査申請書の変更申請により確認する。

IV 検査方法

1 共通事項

(1) 検査申請書の確認

① 検査前確認事項

- a 本検査に係る検査申請書(変更申請を含む。)が準備されていることを確認する。
- b 工事の工程、期日が検査申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の認可又は届出番号の記載が適切であることを確認する。

2 品質管理の方法等に関する検査

(1) 検査前確認事項

法令、規格、工事計画、申請者の規程類、申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

工事計画に記載された各施設の工事及び検査に係る保安活動が、工事計画に定められた品質管理の方法等に関する事項に従い行われていることを、以下の各事項について品質記録、聞き取り等により確認する。具体的に確認する事項は、別紙2「品質管理の方法等に関する確認事項」に示す。

- ① 品質保証の実施に係る組織
- ② 保安活動の計画
- ③ 保安活動の実施
- ④ 保安活動の評価
- ⑤ 保安活動の改善

3 実用炉規則第16条の表に係る検査

以下の検査項目及び確認事項のうち、該当するものについて確認する。

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を

有していることを確認する。

④ 系統構成が完了していることを確認する。

(2) 構造、強度又は漏えいに係る検査 (一号検査)

① 検査項目

構造、機能又は性能を確認する検査

検査対象 (支持構造物を含む) の構造、機能又は性能を、材料、寸法、外観、組立て及び据付け状態、耐圧、漏えい、原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態により確認する。

② 検査手順

a 申請者の適合性確認検査の内容が、認可した又は届出された工事計画に対し適切であり、運用要領に示す検査項目を満足していることを確認する。

b 申請者が実施した適合性確認検査が適切であることを、目視又は申請者の品質記録により確認する。

(3) 蒸気タービンの車室の下半部の据付けが完了した時及び補助ボイラーの本体の組立てが完了した時に係る検査 (二号検査)

① 検査項目

構造、機能又は性能を確認する検査

検査対象の構造、機能又は性能を、材料、寸法、外観、組立て及び据付け状態、耐圧、漏えいにより確認する。

② 検査手順

a 申請者の適合性確認検査の内容が、認可した又は届出された工事計画に対し適切であり、運用要領に示す検査項目を満足していることを確認する。

b 申請者が実施した適合性確認検査が適切であることを、目視又は申請者の品質記録により確認する。

(4) 発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る検査 (三号検査)

機能又は性能を確認するため、以下のとおり検査を行う。ただし、改造修理工事においては、発電用原子炉に燃料を挿入することができる状態になった時 (実用炉規則第16条の表第3号の工事の工程) と全ての工事が完了した時 (規則第16条の表第5号の工事の工程) が同じ時期となることが多いため、その場合には併せて、全ての工事が完了した時として実施する。

① 検査項目

a 機能又は性能を確認する検査

検査対象の機能又は性能を、外観、組立・据付、容量、通水 (通気)、漏えい (率)、計測範囲 (校正)、インターロック (警報)、絶縁耐力、機器作動、運転性能等により確認する。

b 総合設備検査 (検査記録の確認検査)

工事計画記載項目（基本設計方針除く）のうち、実用炉規則第16条の表に基づく他の使用前検査で確認するもの以外の項目について、申請者の品質記録を確認する。

② 検査手順

a 申請者の適合性確認検査の内容が、認可した又は届出された工事計画に対し適切であり、運用要領に示す検査項目を満足していることを確認する。

b 申請者が実施した適合性確認検査が適切であることを、目視又は申請者の品質記録により確認する。

(5) 発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時に係る検査（四号検査）

① 検査項目

機能又は性能を確認する検査

検査対象の機能又は性能を、バウンダリ構成、計測範囲（校正）、燃料の炉内配置、原子炉の核的特性等により確認する。

② 検査手順

a 申請者の適合性確認検査の内容が、認可した又は届出された工事計画に対し適切であり、運用要領に示す検査項目を満足していることを確認する。

b 申請者が実施した適合性確認検査が適切であることを、目視又は申請者の品質記録により確認する。

(6) 工事の計画に係る全ての工事が完了した時に係る検査（五号検査）

① 検査項目

a 発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する検査

発電用原子炉施設の総合的な性能を、負荷検査により確認する。

b その他工事の完了を確認する検査

認可した又は届出された工事計画に係る全ての工事が完了したことを、外観、組立・据付、容量、通水（通気）、漏えい（率）、計測範囲（校正）、インターロック（警報）、絶縁耐力、機器作動、運転性能等により確認する。

② 検査手順

a 申請者の適合性確認検査の内容が、認可した又は届出された工事計画に対し適切であり、運用要領に示す検査項目を満足していることを確認する。

b 申請者が実施した適合性確認検査が適切であることを、目視又は申請者の品質記録により確認する。

4 基本設計方針に係る検査

(1) 検査前確認事項

① 申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていることを確認する。

② 基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表が作成され、申請者の

適合性確認検査において漏れなく確認されていることを確認する。

(2) 検査手順

品質管理の方法等に関する検査事項の状況を踏まえ、下記の事項について、申請者が実施した検査記録及び工事管理記録により別紙3の観点で包括的に確認する。また、確認した検査記録と現物の状態が一致しているか否かの観点から現物を抜取りで確認する。

- ① 保安活動に係る実施要領書の適切性
- ② 保安活動に係る要員の適切性
- ③ 保安活動に係る計測・測定機器の適切性
- ④ 保安活動に係る調達管理の適切性
- ⑤ 保安活動の内容（工事管理実績）の適切性
- ⑥ 保安活動の結果判定（検査実績）の適切性

なお、「保安活動」とは、申請者が工事計画の基本設計方針に従い実施する工事及び検査に係る活動をいう。

V 判定基準

1 品質管理の方法等に関する検査

工事及び検査に係る保安活動が、工事計画に定められた品質管理の方法等に関する事項に従って行われていること。

2 実用炉規則第16条の表に係る検査

設備及び機器が工事計画に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、技術基準に適合するものであること。

3 基本設計方針に係る検査

保安活動が基本設計方針に従って行われ、設備及び機器が基本設計方針に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、技術基準に適合するものであること。

検査項目及び立会区分（運用要領抜粋ほか）

1. 沸騰水型発電用原子炉（BWR）

(1) 規則第16条の表第1号の工事の工程に係る使用前検査

【機器、構造物及び支持構造物】

			立会区分				備考
			材料	寸法	外観、 組立・ 据付	耐圧・ 漏えい	
容器 圧力容器 熱交換器 開放タンク サンプ	クラス1容器	原子炉圧力容器（原 子炉容器等）	B	A/B	A	A	<p>[記号説明] A:立会検査※ B:記録確認検査 A/B:抜取立会検査 ただし、その全数を 記録確認によっても 差し支えないもの。</p> <p>※:Aであっても個数が 多く、かつ、定型化さ れているもの（同一仕 様であって同一ライン で製造されたもの）は 抜取立会検査でよいも のとする。 また、Aであっても 高線量等の検査作業 条件により抜取立会 検査とできるものと する。</p> <p>[注] ①溶接部の技術基準適合 確認が行われている 場合はA/Bとする。 ②原子炉格納容器本体の うち鉄筋コンクリー トに関する検査区分 は添付-1の1.(1) 【建物、構築物】によ る。 ③同一機器で通常クラス 区分と重大事故クラス 区分が異なる場合、重 要度区分が高い方の立 会区分とする。</p>
	クラス2容器/重大 事故等クラス1・2 容器③	すべて	B	B	A/B	A/B	
	クラス3容器	すべて	B	B	A/B	A/B	
	クラスMC容器	原子炉格納容器本 体②	B	A/B	A	A	
		上記以外のクラス MC容器（格納容器 貫通部）	B	B	A ①	A ①	
配管	クラス1管	すべて	B	B	A	A	
	クラス2管/重大事 故等クラス1・2管 ③	すべて	B	B	A/B	A/B	
	クラス3管	すべて	B	B	A/B	A/B	
	クラス4管	すべて	B	B	A/B	A/B	
ポンプ	クラス1ポンプ	冷却材再循環ポン プ（1次冷却材ポン プ）	B	—	A	A	
	クラス2ポンプ/重 大事故等クラス1・ 2ポンプ③	すべて	B	—	A/B	A/B	
	上記以外のポンプ	すべて	B	—	A/B	—	

			立会区分				備考
			材料	寸法	外観・組立・据付	耐圧・漏えい	
弁	クラス1弁	すべて	B	B	A	A	A:立会検査※ B:記録確認検査 A/B:抜取立会検査 ただし、その全数を記録確認によっても差し支えないもの。
	クラス2弁/重大事故等クラス1・2弁③	すべて	B	B	A/B	A/B	
	上記以外の弁	すべて	B	B	A/B	—	
支持構造物	クラス1支持構造物	すべて	B	A/B	A	—	※:Aであっても個数が多く、かつ、定型化されているもの(同一仕様であって同一ラインで製造されたもの)は抜取立会検査でよいものとする。 また、Aであっても高線量等の検査作業条件により抜取立会検査とできるものとする。
	クラス2支持構造物/重大事故等クラス1・2支持構造物③	すべて	B	B	A/B	—	
	クラスMC支持構造物	すべて	B	A/B	A/B	—	
	炉心支持構造物	すべて	B	A/B	A	—	
安全弁・逃がし弁	安全弁等	クラス1機器用安全弁等	B	A	A	— ④	[注] ③同一機器で通常クラス区分と重大事故クラス区分が異なる場合、重要度区分が高い方の立会区分とする。 ④主蒸気逃がし安全弁については表の第3号の工事の工程に係る使用前検査として動作検査及び漏えい検査を実施する。
		クラス2機器用安全弁等/重大事故等クラス1・2機器用安全弁③	B	A/B	A/B		
		その他安全弁等	B	A/B	A/B		
機器又は構造物	重要施設の機器	压力容器内部構造物	B	A	A	—	[重要施設の定義] 重要施設は、次に掲げるものをいう。 (1) その設備の破損が冷却材喪失事故(LOC A)を引き起こす可能性のあるもの。 (2) 冷却材喪失事故(LOCA)が生じた際の放射性物質の放散を防止、又は緩和するために必要なもの。 (3) 原子炉を停止させ、又は原子炉を安全停止状態に維持するために必要なもの。
		压力容器付属構造物	B	A/B	A	A	
		制御棒、制御棒駆動機構	B	A/B	A	—	
		上記以外の機器又は構造物	B	A/B	A	—	
	重要施設以外の機器	すべて	B	B	A/B	—	
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	燃料取扱装置	B	B	A/B	—	
		使用済燃料貯蔵プール(ピット)	B	A/B	A	A	
		上記以外の設備	B	B	A/B	—	
	放射線モニタ	すべて	—	—	A/B	—	
堰その他の設備	すべて	B	B	A/B	—		

【建物、構築物】

		立会区分		備考
		材料	寸法、外観、 組立・据付	
原子炉本体	原子炉压力容器基礎	B ①	A/B	[記号説明] A:立会検査 B:記録確認検査 A/B:抜取立会検査 ただし、その全数を記録確認によっても差し支えないもの。 [注] ①フレッシュコンクリートの性状とコンクリート圧縮強度検査はA/Bとする。
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	使用済燃料乾式貯蔵建屋	B ①	A/B	
放射線管理施設	生体遮蔽装置	B ①	A/B	
	生体遮蔽装置（補助遮蔽）	B ①	A/B	
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物貯蔵庫	B ①	A/B	
原子炉格納施設	原子炉格納施設基礎	B ①	A/B	
	外部遮蔽建屋	B ①	A/B	
	原子炉格納容器（鉄筋コンクリート）	B ①	A/B	

(2) 規則第16条の表第2号の工事の工程に係る使用前検査

【蒸気タービン】

		立会区分							備考
		一般事項			材料	寸法	外観	組立・据付	
		仕様	基礎	水圧試験					
蒸気タービン	蒸気タービン本体	A/B	B	B	B	A/B	A	B	[記号説明] A:立会検査※ B:記録確認検査 A/B:抜取立会検査 ただし、その全数を記録確認によっても差し支えないもの。 ※:Aであっても個数が多く、かつ、定型化されているもの(同一仕様であって同一ラインで製造されたもの)は抜取立会検査にできるものとする。
	蒸気タービンの管	—	—	—	B	A/B	—	—	
	调速装置で制御される主要弁	—	—	B	—	—	A	—	
	復水器	A/B	—	—	B	—	A/B	B	
	湿分分離器/湿分分離加熱器	A/B	—	B	B	A/B	A/B	B	
	蒸気タービンに附属する管	—	—	—	B	A/B	—	—	
	その他の機器	A/B	—	—	—	—	—	—	

【補助ボイラー】

		立会区分						備考
		一般事項	材料	寸法	外観	組立・据付	耐圧・漏えい	
補助ボイラー	補助ボイラー本体	A/B	B	B	A	A/B	A	[記号説明] A:立会検査 B:記録確認検査 A/B:抜取立会検査 ただし、その全数を記録確認によっても差し支えないもの。
	補助ボイラー節炭器	A/B	B	B	A/B	A/B	A	
	安全弁	—	—	—	A/B	A/B	A	

(3) 規則第16条の表第3号、第4号及び第5号の工事の工程に係る使用前検査

【設計基準対象施設】

検査対象設備 (又は検査名)	検査項目	工程	立会 区分	備考
主蒸気系主蒸気逃がし 安全弁	1. 工場における作動検査及び漏えい検査 2. 発電所における作動検査及び漏えい検査 3. 系統機能検査 (1) 自動減圧系検査 (2) 逃がし弁機能検査	三 三 三 三	A/B A A/B A/B	[記号説明] A:立会検査 B:記録確認検査 A/B:抜取立会検査
主蒸気系主蒸気隔離弁	1. 空気による格納容器内側主蒸気隔離弁 (1) 弁座の漏えい率検査 2. 空気による格納容器外側主蒸気隔離弁 (1) 弁座の漏えい率検査 3. 系統機能検査 (1) 自動隔離検査 a. 論理回路検査 b. 隔離弁閉検査	三 三 三 三	A A A/B A	
残留熱除去系	1. 系統機能検査 (1) 低圧注水系自動起動検査 (2) 格納容器スプレイ冷却系手動起動検査 a. サプレッションチェンバススプレイ検査 b. ドライウェルスプレイノズル空気検査 2. 系統運転性能検査 (1) 残留熱除去系ポンプ運転性能検査 (2) ポンプ運転性能検査	三 三 三 三 三 三	A/B A A A/B B	
残留熱除去系 (ABWR)	1. 系統機能検査 (1) 低圧注水系自動起動検査 (2) 格納容器スプレイ冷却系手動起動検査 a. サプレッションチェンバススプレイ検査 b. ドライウェルスプレイノズル空気検査 2. 系統運転性能検査 (1) 残留熱除去系ポンプ運転性能検査 (2) 機器運転性能検査	三 三 三 三 三 三	A/B A A A/B B	
高圧炉心スプレイ系	1. 系統機能検査 (1) 自動起動検査	三	A/B	

	(2) 高圧炉心スプレイ系ポンプ吸込弁切替検査 2. 系統運転性能検査 (1) 高圧炉心スプレイ系ポンプ運転性能検査	三 三	B A	
低圧炉心スプレイ系	1. 系統機能検査 (1) 自動起動検査 2. 系統運転性能検査 (1) 低圧炉心スプレイ系ポンプ運転性能検査	三 三	A/B A	
高圧炉心注水系 (A BWR)	1. 系統機能検査 (1) 自動起動検査 (2) 高圧炉心注水系ポンプ吸込弁切替検査 2. 系統運転性能検査 (1) 高圧炉心注水系ポンプ運転性能検査	三 三 三	A/B B A/B	
原子炉隔離時冷却系 (A BWR)	1. 系統機能検査 (1) 自動起動回路検査 (2) 原子炉注水検査 (3) 原子炉隔離時冷却系ポンプ吸込弁切替検査 2. 系統運転性能検査 (1) 所内蒸気圧力約1.0MPaにおける原子炉隔離時冷却系ポンプ運転性能検査	三 三 三 三	A/B A B B	
格納容器内漏えい監視装置	1. 系統機能検査 (1) 警報検査	三	A/B	
安全保護系及び再循環流量制御	1. 系統機能検査 (1) 安全保護系作動回路検査 (2) 原子炉格納容器隔離弁自動隔離検査 (3) RPT信号による再循環ポンプトリップ検査	三 三 三	A/B A/B A/B	
安全保護系及び再循環流量制御 (A BWR)	1. 系統機能検査 (1) 安全保護系作動回路検査 (2) 原子炉格納容器隔離弁自動隔離検査 (3) RPT信号による再循環ポンプトリップ検査	三 三 三	A/B A/B A/B	
制御棒駆動系	1. 系統機能検査 (1) 制御棒位置制御検査 (2) 原子炉スクラム検査 (3) 制御棒引抜き阻止検査 (4) 動力源喪失検査	三 三 三 三	A/B A/B A/B A/B	

	(5) 安定性選択制御棒挿入機能検査 2. 系統運転性能検査 (1) 機器運転性能検査	三 三	A/B B
制御棒駆動系 (A/BWR)	1. 系統機能検査 (1) 制御棒位置制御検査 (2) 原子炉スクラム検査 (3) 制御棒引抜き阻止検査 (4) 動力源喪失検査 (5) 安定性選択制御棒挿入機能検査 2. 系統運転性能検査 (1) 機器運転性能検査	三 三 三 三 三 三	A/B A/B A/B A/B A/B B
ほう酸水注入系	1. 系統機能検査 (1) 原子炉注入検査 2. 系統運転性能検査 (1) 注入ポンプ運転性能検査 3. ほう酸重量確認検査	三 三 三	A/B B B
核計測装置	1. 系統機能検査 (1) 警報検査 2. 性能検査 (1) 計測範囲確認検査	三 三	A/B B

検査対象設備 (又は検査名)	検査項目	工程	立会 区分	備考
一次冷却材、原子炉格 納容器及び制御棒駆動 系計測装置	1. 系統機能検査 (1) 警報検査 2. 性能検査 (1) 計測範囲確認検査	三 三	A/B B	A:立会検査 B:記録確認検査 A/B:抜取立会検査
	燃料取扱装置	1. 系統機能検査 (1) 動力源喪失検査 2. 系統運転性能検査 (1) 容量確認検査	三 三	
燃料プール冷却浄化系	1. 系統機能検査 (1) 警報検査	三	B	
	2. 系統運転性能検査 (1) 機器運転性能検査	三	B	

プロセス放射線モニタリング設備	1. 系統機能検査 (1) 警報検査 2. 性能検査 (1) 校正検査	三 三	A/B B
エリア放射線モニタリング設備	1. 系統機能検査 (1) 警報検査 2. 性能検査 (1) 校正検査	三 三	A/B B
周辺モニタリング設備及び移動式モニタリング設備	1. 系統機能検査 (1) 警報検査 2. 性能検査 (1) 校正検査 (2) 流量検査	三 三 三	A/B B B
非常用ガス処理系	1. 系統機能検査 (1) 自動起動検査 2. 性能検査 (1) 高性能粒子フィルタ性能検査 a. 単体能力検査 b. 総合能力検査 (2) チャコールエアフィルタ性能検査 a. 放射性よう化メチル放射性よう素除去検査 b. 総合能力検査	三 三 三 三 三	A/B B A A/B A
中央制御室換気空調系	1. 系統機能検査 (1) 非常運転切替検査 2. 性能検査 (1) チャコールエアフィルタ性能検査 a. 放射性よう化メチル放射性よう素除去検査 b. 総合能力検査	三 三 三	A A/B A

検査対象設備 (又は検査名)	検査項目	工程	立会 区分	備考
気体廃棄物処理系	1. 系統機能検査 (1) 排ガス系隔離検査 (2) 活性炭式希ガスホールドアップ塔機能検査 2. 系統運転性能検査 (1) 気体廃棄物処理装置運転性能検査	三 三 三	A A/B B	A:立会検査 B:記録確認検査 A/B:抜取立会検査
液体廃棄物処理系	1. 系統機能検査 (1) ポンプ自動起動検査 (2) タンク流入弁自動切替検査 (3) タンク(槽)受入自動停止検査 2. 系統運転性能検査 (1) 液体廃棄物処理装置運転性能検査 (2) ポンプ運転性能検査	三 三 三 三 三	A/B A/B A/B B B	
固体廃棄物処理系	1. 系統機能検査 (1) タンク(槽)受入自動停止検査 2. 系統運転性能検査 (1) 固体廃棄物処理装置運転性能検査	三 三	A/B B	
漏えい検出装置	1. 系統機能検査 (1) ドレンサンプピット及びドレンサンプピット漏えい警報検査	三	A/B	
原子炉格納容器 (漏えい率検査)	1. 原子炉格納容器漏えい率検査	三	A	
原子炉建屋原子炉棟 (漏えい率検査)	1. 原子炉建屋原子炉棟漏えい率検査	三	A	
可燃性ガス濃度制御系	1. 系統機能検査 (1) 高温動作検査 2. 性能検査 (1) 再結合器性能検査	三 三	A/B B	
真空破壊装置	1. 系統機能検査 (1) 真空破壊装置動作検査	三	A	
非常用予備発電装置	1. 外観検査 2. 絶縁耐力検査 3. 系統機能検査 (1) 警報検査 (2) 自動遮断検査	三 三 三 三	A A/B A/B A/B	

	(3) 過速度トリップ検査	三	A/B
	(4) 自動負荷投入検査	三	A/B
	4. 系統運転性能検査		
	(1) ディーゼル発電機運転性能検査	三	A/B
	(2) ポンプ運転性能検査	三	B

検査対象設備 (又は検査名)	検査項目	工程	立会 区分	備考
蓄電池	1. 外観検査	三	A	A:立会検査 B:記録確認検査
	2. 系統運転性能検査	三	B	
計装用無停電交流 電源装置	1. 外観検査	三	A	A/B:抜取立会検
	2. 警報保護装置検査	三	A/B	
	3. 系統運転性能検査	三	B	
中央制御室外原子炉 停止装置	1. 機能・性能検査			※1:工事計画記載項目(基本設計方針除く)のうち総合設備検査以外の検査項目で確認されていない項目を対象とする。 ※2:クラス1機器を対象とする。
	(1) 操作スイッチ健全性確認検査	三	B	
(2) 手動操作器健全性確認検査	三	B		
総合設備検査※1	1. 適合性確認検査記録等の確認検査	三	B	
原子炉冷却材の循環 設備	1. 系統機能検査 バウンダリ構成確認検査※2	四	A/B	
燃料装荷検査	1. 全燃料装荷後の炉内配置確認検査	四	A	
停止余裕検査	1. 全燃料装荷時の停止余裕確認検査	四	A	
制御棒駆動系検査	1. 原子炉圧力大気圧における制御棒連続駆動 検査	四	B	
制御棒駆動系検査 (ABWR)	1. 原子炉圧力大気圧における制御棒連続駆動 検査	四	B	
初臨界確認検査	1. 初臨界時の実効増倍率測定検査	四	A	
減速材温度係数測定 検査	1. 炉水温度50℃付近における減速材温度係 数測定検査	四	B	
制御棒駆動系検査	1. 原子炉圧力約6.9MPaにおける制御棒連 続駆動検査	五	A/B	
	2. 原子炉圧力約6.9MPaにおけるシングル ロッドスクラム検査	五	A/B	

制御棒駆動系検査 (ABWR)	1. 原子炉圧力約7.1MPaにおける制御棒連続駆動検査	五	A/B
	2. 原子炉圧力約7.1MPaにおけるシングル・ペアロッドスクラム検査	五	A/B
原子炉隔離時冷却系検査	1. 原子炉停止中における自動起動検査	五	B
	2. 原子炉圧力約1.0MPaにおける系統運転性能検査	五	B
	3. 原子炉圧力約6.9MPaにおける系統運転性能検査	五	A
原子炉隔離時冷却系検査 (ABWR)	1. 原子炉圧力約7.1MPaにおける系統運転性能検査	五	A
系統運転性能検査	1. 定格電気出力又は定格熱出力付近における原子炉冷却材再循環系運転性能検査	五	A/B
	2. 20%電気出力における原子炉冷却材浄化系運転性能検査	五	A/B
	3. 20%電気出力及び定格電気出力又は定格熱出力における復水給水系運性能検査		